

## 第42回 歴史リレー講座「神まつりの祖型と展開—大和・三輪山を中心に—」 山田 浩之氏 (H30.3.18)

大和に数多く残る古社の中でも、三輪山をご神体とする大神神社の最大の特長は、古墳時代から現代まで歴史が途切れることなく続いていることです。祭神の大物主神について、『記紀』には「私を大和の御諸山（三輪山）に祭って下さるなら、あなたと一緒に国を造ります」と、出雲の大國主神に申し出たとあります。このふたりの神様なしに日本の国造りは成し遂げられず、切り離すことが出来ない間柄といえるでしょう。

『日本書紀』は出雲神話をほとんど扱わないため、かつては出雲神話に親しむ人は少数でした。実際、江戸時代に神主を目指す人が学ぶ古典は『日本書紀』でした。ところが、国学者本居宣長が著した『古事記伝』(1798) のお陰で『古事記』は人口に膾炙し、ひいては出雲大社の再認識につながることになります。

そして、大神神社の起源ですが、最近の神道研究者の多くは「現代の神社に直接結び付くとされる考古学の祭祀関連遺跡・遺物を通して考察すると、その時期は古墳時代に限定される」としており、三輪山、石上神宮、沖ノ島などがその代表です。

今年は大正7年の三輪山麓の山ノ神遺跡発掘から100年目にあたります。当初は古墳だと考えられていましたが、大きな岩が磐座だと判断されたため遺跡に変更されました。銅鏡や鉄の破片、豊穣や多産を願う「子持ち勾玉」などの遺物は大神神社と東京国立博物館に約半数ずつ保管されています。また、平成8年に発掘された桜井市上ノ庄遺跡から玉造の工房跡が見つかっています。ここで滑石（岩石）が勾玉に加工されて三輪山祭祀で使われたと考えられます。時期は考古学者の見立てによると4世紀半ば、炭素年代測定法の結果では4世紀前半。どちらにせよ、この頃が三輪山祭祀の開始時期とされています。

『延喜式神名帳』には、全国の三輪関連の神社がざっと45社記載されています。例えば、静岡県藤枝市三輪には大神神社の分社神神社、岐阜県大垣市には大神神社、徳島市には大御和神社が鎮座します。いずれも交通の要衝あるいは政治拠点として重要な土地なため、三輪神が勧請されたのです。

現在、大神神社祭祀の中で最も重要なものが4月に行われる春の大神祭（例大祭）です。その由緒は、疫病が蔓延した崇神天皇の時代、天皇の夢に現れた大物主神が「私の子孫である意富多多泥古によって私を祭らせるならば、疫病は起らぬ国は治まるだろう」と告げたことによります（『古事記』）。同じく4月の鎮花祭は「薬まつり」とも呼ばれる疫病除けの祭りで、製薬業界の人々が参列します。6月に摂社率川神社（奈良市）で行われる三枝祭は別名「ゆりまつり」。ササユリを供える優雅な祭りとして有名です。

鎮花祭について『令集解』は「大神狭井の二祭なり。春花飛散の時、疫神分散して厲を行う。その鎮遏の為なり」、三枝祭は「率川社の祭なり。三枝花（ササユリ）を以て酒樽を飾る祭なり」と解説しています。

11世紀後半、桜井市江包では出雲庄と呼ばれる興福寺大乗院荘園が勢力を誇っていました。近辺には当時「大己貴」という地名が存在し、同市大西には「ヲナンジ」（オオナムチが訛ったもの）という地名が現在も残ります。これらの地こそが大物主神と大国主神を結ぶ場所です。当時、出雲の臣が国造に就任すると玉造産の玉を持参して平城京まで赴き、人前で祝詞をあげました。出雲の臣の祖、淤宇宿祢はどうやら大己貴あたりに住んでいたらしく、これが出雲庄と名付けられた由縁です。また、毎年2月に素盞鳴神社で行われる江包・大西のお綱祭りは男綱と女綱を祀る豊穣の祭りです。平安時代、大洪水のため大神神社から初瀬川に流れ着いた神様（素盞鳴尊）を両江包地区の人々が助けたことに由来します。

最後に、中世の時代に興福寺が荘園を次々と拡大していく様子を大和国府は傍観していたわけではありません。長承4年（1135）、国司・大和守源重時は財政を立て直すため神押を計画しますが、興福寺によって事実上妨害されています。神押するはずだった神社は大神神社だと考えるのが妥当です（一宮の萌芽）。さらに追い打ちをかけるように、興福寺は保延2年（1136）に春日若宮祭（おん祭り）を開始しました。現代まで連綿と続くこの祭りの起こりは、重時の政治活動を阻止することだったと言っても過言ではありません。

# 「大和の古都はじめ」於玉寺町地域交流センター リバーサイドホール 三十一・三・十八 神まつりの祖型と展開―大和・三輪山を中心に―

大神神社 山田浩之

大神神社の大きな特徴は、文献上も最古級の古記録・記紀にその由緒が記され、信仰・祭祀が古墳時代から現代につながる連續性にあり、祭祀は磐座祭祀（古墳時代祭祀）律令祭祀（班幣）、公祭（奉幣）、一の宮（国司神押）と展開してゆく。確認できる範囲で近世初頭ころより「方除け」などの民間信仰が加わり今日に至っている。

## 一、記紀神話 海原を輝かして現れ青垣の東山上に鎮座 國作り神話

三輪の神は大物主神といい、出雲の神・大国主神の和魂とされる。一般的に出雲の神が国作りをしたことになつてゐるが、記紀ともに三輪の神なしに国作りは成し終えていない。いずれにせよ出雲と不可分にある。ただし日本書紀に出雲神話は殆ど語られない。

(No.9 「古事記神話と日本書紀神話構成対照表」)

### ●大物主大神とは?

『古事記』

出雲の大神である大国主神が国作りをされている時、ともに国作りをしておられた少名毘古那神は途中で常世国（海の彼方の国）へ渡つてしまわれました。大国主神はお嘆きになつて、

「私ひとりで、どうしてこの国を作る事ができるのか。どのような神が私を助けて、一緒に国作りをしてくれるだろうか」とおつしやいました。

この時、海上を照らし光り輝いて近寄つて来られる神がいらっしゃいました。その神が、「立派に私を祭つて下さるのなら、私はあなたとともに国作りを完成させましょう。やしそうなさうがいいと、国の完成は難しいでしょう」とおしゃいました。そこで大国主神は、

「それならば、あなたをお祭りする方法は、どのようにすればよろしくでしょうか」とお尋ねになると、

「私を、大和を囲む青々とした垣根のように連なる山々の、東の山の上におひそかに祭りなさい」とおつしやいました。

これが、御諸山（三輪山）にいらっしゃる神です。

『日本書紀』神代下第八段 第六・一書

大国主命は、またの名を大物主とも、国作りの大己貴命と申し上げます。天下を經營（つく）りました。また頑鬼養生（うつしきあおひこゑ）及び童産（けもの）のために病を療（やさ）むる方（みや）を定めました（中略）少名彦命は、常世の郷にお出でになられました。大国主命は「今までの國をやさめていたるのは私一人のみです。私と共に

に天下をやさめるものは、いらっしゃるのだろうか」と仰いました。その時、あやしい光が海を照らして忽然と浮かび上がりました。その光が「もし、私がいなければ、大国主命よ、よくりの國を平定することができたであろうか。私がいるからこそ、貴方の大好きな國作りが成功したのです」と言いました。この時大国主命は、「貴方はどなですか」と尋ねました。それに対して光りは「私は貴方の幸魂奇魂です」と答えました。大国主命は、「そうですが。わかりました。貴方は私の幸魂奇魂です。今どちらにお住まいになりたいのですが」と仰いました。幸魂奇魂は、「私は、日本國の三諸山に住みたいと思います」と答えました。そこで、宮をそこに営み、幸魂奇魂は鎮座されました。この幸魂奇魂が大三輪の神様です。この神の子孫が甘茂君等・大三輪君等、又姫姫五十娘命です。又以下のよう伝えもあります。事代主神が大きな鱗となり、三島の滝代姫、あるいは玉姫に通い、生まれたのが姫姫五十娘命であるともいわれています。この姫姫五十娘命が神武天皇のお后になられました。（後者の伝えが、神武紀にも見える）

## 一、祭祀遺跡 山ノ神遺跡 (No.4 遺物写真)

最近の神道研究者の多くは、「現代の神社に直接結びつくされる考古学の祭祀関連遺跡・遺物を通して考察すると、その時期は古墳時代に限定される」としており、三輪山、石上神宮（禁足地）、沖ノ島がその代表としている。

- 4世紀後半 銅製素文雛形鏡（沖ノ島・最古段階）
- 5世紀前半 土製模造品（手捏ね土器・酒道具）
- 5世紀中頃 鉄片（十二片）
- 6世紀代 子持勾玉

## 二、大神祭と鎮花祭・三枝祭の違い (No.4 公祭・系図)

### ★大物主神と疫病

『古事記』

崇神天皇の御代に、疫病（伝染病）が多く的人に広がつて、人々が死んでいなくなつてしまいそうになりました。そこで天皇は心配になり、まだお嘆きになつて、神のお告げを受けるため寝床を作つてお休みになられた夜に、大物主神が天皇の夢の中に顯れてお告げになり、

「これは、私の意旨によるものだ。だから、意富多多泥古に oltre 私を祭らせるがいい。神の力による疫病は起りらず、國は安定し穏やかに治まるだろう」とおつしやいました。

このお告げによつて、お使いを國中にお出しになつて、意富多多泥古という人をお探しになつたところ、河内の美琴村（堺市中区見野山あたり）でその人を見つけ出し、天皇のもとに伴つておきました。

そこで天皇が、「お前は、誰の子か」とお尋ねになると、答えて、

「私は、大物主神が、陶津耳命の娘である活玉依毘売と結婚されてお生みになりました子、名は櫛御方命。その子が飯肩巢見命。建甕稚命。その子が私、意富多多泥古でござります」と申し上げました。

そこで天皇は、たいそうお喜びになられて、

「天下は安らかに治まり、きっと人々は樂まるであろう」とおひしゃつて、すべおも意富多多泥古命を神主として、御諸山（三輪山）の意富美和之大神（大物主神）の前を嚴粛にお祭りなさいました。

このうち、祭祀が丁重になされるトリとによって、すっかり治まって、國が安定し、穀やかになりました。

### ★律令祭祀

十三種十九祭が神祇令に規定されている。この中で神社を祭場として執行されるのは九祭のみである。神宮神嘗祭・神衣祭（夏・秋）・大忌祭と風神祭（夏・秋）・三月鎮花祭（大神・狹井）・四月三枝祭（率川）。

鎮花祭条『令集解』に、

謂うところは、大神狹井の一祭なり。春花飛散の時、疫神分散して薦を行ふ。その鎮過の為なり。はじめ、この祭有り。故に鎮花といふなり。既大神狹井一處の祭なり。祝部神祇官の幣帛を請い受け祭れ。狹井は大神の龕御靈なり。この祭は、花散るの時、神共に散じて疫を行ふのみ。この疫を止めんが為祭るなり。古記に別無し。

### 三枝祭条

謂うところは、率川社の祭なり。三枝花を以て酒樽を飾る祭なり。故に三枝といふなり。

既に云く、伊謝川社祭は、大神氏宗定よりて祭れ。定まらざれば祭らず。すなわち大神の族類の神なり。三枝花を以て樽を嚴かにして祭れ。大神に祭供えよ。これを龕靈和靈といふなり。古記に別無し。

正治元年（一一〇〇）三月三十日 鎮花祭（最終の記録）

### ★公祭 大神祭

#### 「三輪高官家系」

特牛（一名大人）「金刺官御宇元年（五三三？）四月辛卯令祭大神、是四月祭之始也」

貞觀元年（八五九）一月、正一位 清和天皇（『一十一社詔式』）

貞觀十八年（八七六）四月乙卯（八日）「大神祭、停内裏灌仏、以行神事也」（『三代美録』）

文安四年（一四四七）十一月十三日 大神祭（最終の記録）

### 四、桜井市江包地区から見てくるもの

三輪山西麓・桜井市江包・大西地区にかつて出雲庄という興福寺大乘院の莊園が存在した。江包にはかつて「大己貴」という地名が、大西には今「アナンジ」という地名が存在する。日本書紀仁德天皇條「倭屯田」に關わる地と目される。この地こそはより具体的に大物主神と大国主神・大和と出雲を結ぶ地である。

江包にはお綱まつりで有名な素盞鳴神社が鎮座し、かつ春日神社が鎮座する。

白河の手前までは三輪神が祀られる。それ以北は鹿嶋・香取の神（春日神社祭神）が征東と關係し祀られる。奈良時代以後のこととされる。

国レベルでは古い段階が三輪の神が武神、新しく春日系の神が祀られる。出雲庄も古くは出雲系（三輪系）の神、莊園化進み、春日神社が鎮座と推定される。

三輪の神は古くから大和以外に勅請（分祀・分靈）された。新しく見積もつても天武天皇の古代道敷設、大宝元年（七〇一）の国郡制の確定以前のことである。

古代・三輪の神の祭祀の型（パターク・試祭）として、①王宮守護（含む官道）②戰勝・武運長久・祈徵兵③共同体意識若しくは服属による祭祀（祭神・祭式の共有）④須恵器生産の守護があり、そのため三輪の神は各地域の政治的拠点・交通の要衝・軍事行動の拠点（内外軍事拠点）と大神神社・神神社・美和神社などの三輪系神社や三輪郷がセットとなり存在する。大和を中心に東西に三輪神が祀られるが、東国でも西国でも「武神」としての性格が確認出来る。

政治的拠点・交通の要衝・軍事行動の拠点・生産拠点は不可分に結びついている場合が多く、そこに三輪神が勅請されることが多く見られた。具体的には後世に国府や関所が置かれる場所、兵站の基地となる場所、古代官道の近く、須恵器の生産地などである。

果たして、三輪山西麓・江包でも先に素盞鳴神社が鎮座し、春日神社は興福寺大乘院の莊園化（十一世紀後半か）と連動し、勅請されたものであろう。

出雲庄 出雲國造神賀詞（ハノ、ハニカム）

「倭屯田」縁の地 お綱祭 2月11日（旧1月10日）

江包地区・素盞鳴神社（旧無格者）男綱

大西地区・市杵島神社（旧村社）・末社御綱神社（稻田姫命） 女綱

陸奥・出羽（東北地方） 河北新報（ハノ、ハニカム）

鹿嶋苗裔神と征東

陸奥・出羽の式内社 一〇九社 地主神 七二社

中央神 鹿島・香取苗裔神など 三七社

貞觀八年（八六六）に鹿島神宮 栃宜中臣部道繼が古老の伝えを引用し経緯を述べる。

①延暦（七八一～八〇五）以往、鹿島の大神の封物を割いて幣帛料に充て、苗裔

神に奉ってきた

②弘仁（八一〇～八一三）以来、奉るのことをやめた結果、諸神が崇りをはずむようになった。

③そこで去る嘉祥元年（八四八）、幣帛を準備して薦多闕を通ることを許されず、幣物を河のほとりに祓い棄て、空しく帰ってきた。

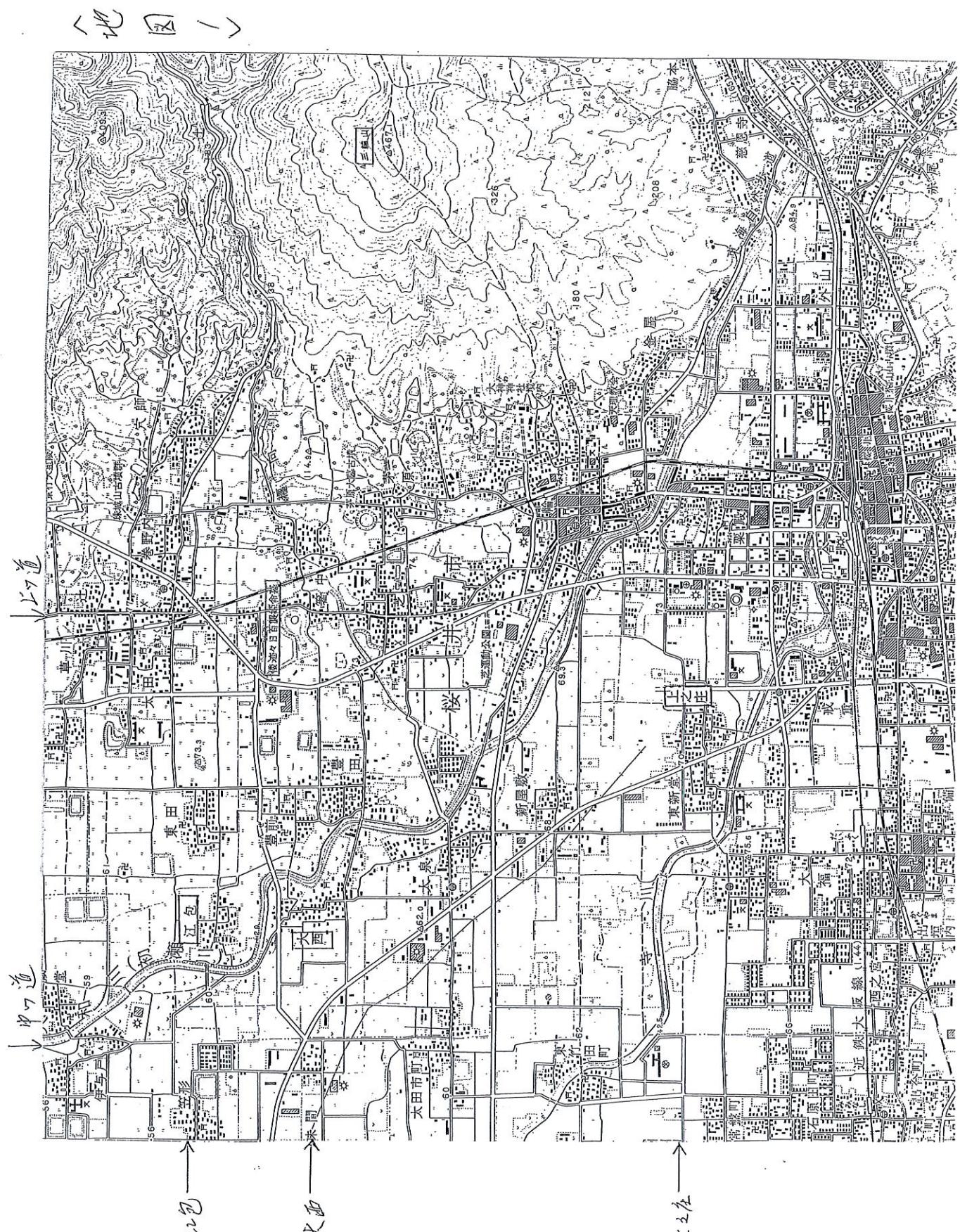
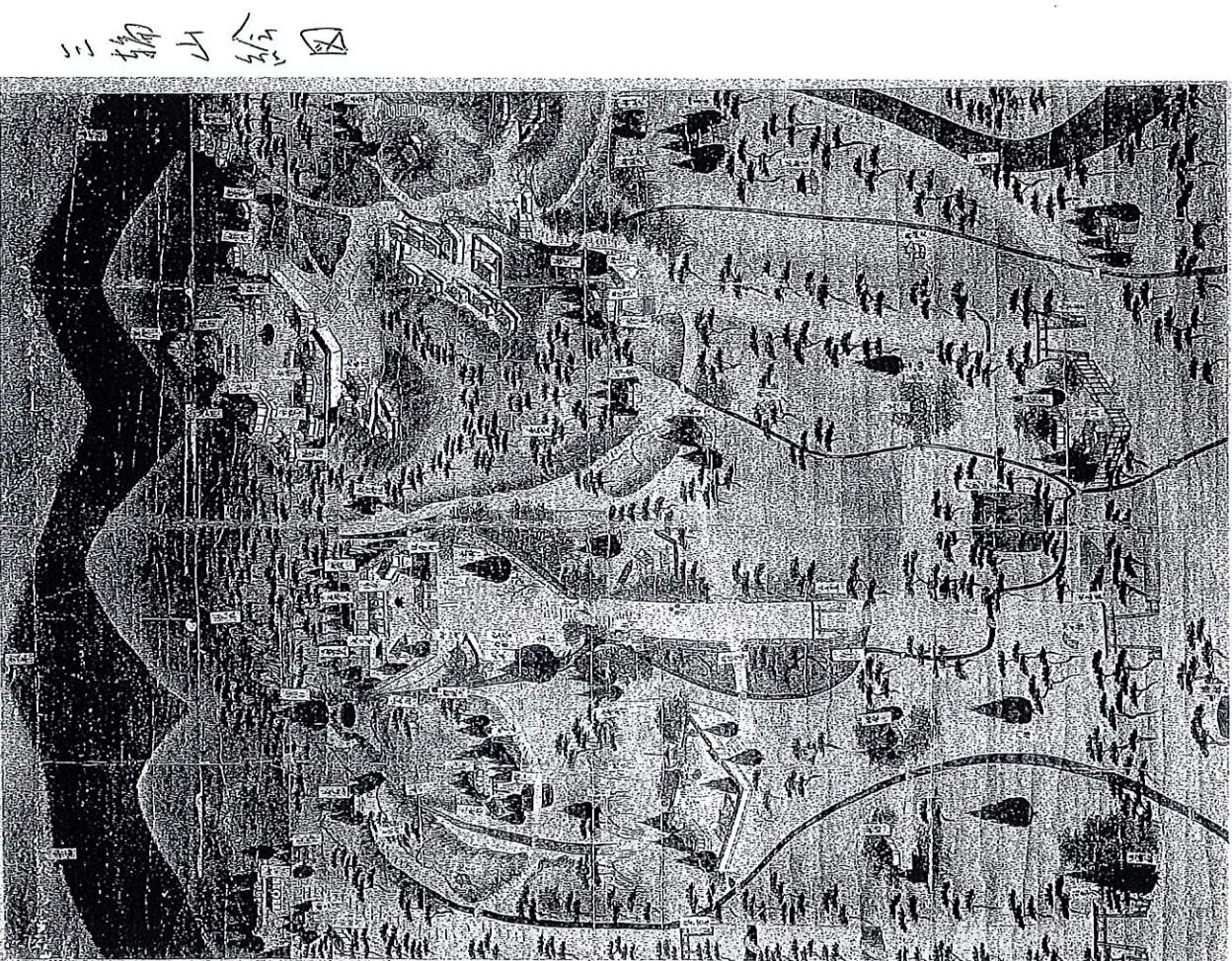
そのため、祟りが発生し、「貞觀八年の太政官符」によって苗裔神への奉幣が認められた。

国衙と興福寺・春日神社 正応四年（一二九一）「大和國・一宮」  
二輪山絵図・平等寺旧藏（興福寺末寺）

長承四年（保延元年・一一三五） 国司・大和守源重時 神押

保延二年（一一三六）九月十七日 春日若宮祭（おん祭り）

他国では、国司が一宮で行われる流鏑馬などの動員を通じて国内の武士を組織・編成していた（興福寺側（大衆）の念頭にあつたか）



三月祭  
鎮花祭二座  
大神社一座  
絹一足、絲一絽二兩、綿一屯、五色の薄縄各三尺、倭文六尺、布一端一丈、木綿、麻各三斤六兩、  
枲六兩、弓七張、簾一連、鹿皮十帳、(已上の三種は神)羽二翼、鹿角三頭、鐵三斤五兩、漆一升、黃蘖  
三斤五兩、茜十兩、黑葛廿斤、清酒五升、濁酒六斗五升、饅三斤六兩、堅魚五斤五兩、腊八升、海  
藻五斤五兩、鹽一升、食一口、都婆波、匱、短女坏、鑊各一口、暴葉纏一枚、  
狭井社一座  
絹二足、絲三絽、綿一屯四兩、五色薄縄各三尺、倭文六尺、布一端一丈、木綿、麻各六斤十兩、枲  
八兩、弓七張、簾一連、鹿皮十帳、(已上の三種は神)羽二翼、鹿角四頭、鐵三斤五兩、漆一升、黃蘖  
三斤五兩、茜一斤、黑葛廿斤、清酒五升、濁酒六斗五升、饅三斤、堅魚五斤五兩、腊八升、海藻五  
斤五兩、鹽一升、食一口、都婆波、匱、短女坏、鑊各一口、暴葉纏一枚、  
四月祭  
三枝祭  
綿一足、絲一絽一兩、綿五兩、五色薄縄各一丈二尺、倭文三尺、調布一端二尺、曆布五段、木綿、  
麻各十斤、枲六兩、弓三張、簾一連、羽二翼、鹿角一頭、鐵三斤五兩、酒の料の稻一百束、神、饅二斤、  
堅魚四斤、腊六升、海藻四斤、鹽一升五合、鹽水盆、都婆波、匱、短女坏、鑊各三口、坏十五口  
右三社の幣物は前件により祝等に付けて祭に供へしめよ。

大神祭  
夏祭の料  
綿帛一丈五尺、安藝の木綿大三斤、(已上は大神の幣の料、第一合に盛れ。)帛三丈、貢布三丈、紅花大四斤、貢布を染  
紫の紗九丈、綿の馬四丈五尺、(已上は大神の御装束の料、第一合に盛れ。)忍冬の花墨糊合  
の料に縫の絲小四兩、安藝の木綿大一斤、布綿の料に曝布一丈二尺、(已上は第一合に盛れ。)綿帛一丈五尺、  
第一玉王子の幣の料、裏む料に調布一端八尺、明櫃二合、管形ならびに丸二具、官物、坦しき祭は明櫃一合。  
神主の當色一領、物。  
使の儲の幣に五色の薄縄各一丈、安藝の木綿大三斤、浅紫の帛一足、調布一端、紙舟張、已上は  
使等の表東の料  
枲の尤一人、史生一人、仕丁一人。  
近衛平監一人、近衛十人、馬寮の尤一人、馬部一人、衛士一人、御馬十疋。(十一疋)  
使の官人に綿三足、細布五端、當色一具、史生に別に綿一足、曆布三端、紅花大二斤、當色一具。  
近衛の官人に綿三足、細布三端、曆布一端、馬寮の官人に綿三足、曆布五端、但し紅花八兩を減せよ。  
幣を賜す衛士に別に縫の調布衫一領、布帶一條、前駆の仕丁に商布一疋、御馬引に綿を給ぶ料の浅  
糸二兩、韁鞚、腹帶各一條、腹帶の長さ四尺二寸、の料に、曆布一端三丈二尺、官物。已上は  
冬祭の料  
五色の薄縄各五尺、安藝の木綿小一斤、(御馬引に綿を給ぶ料の浅糸二兩、の料に、)曆布一合、  
官物。神主に當色一領、物。  
使等の表東の料  
枲の尤一人、史生一人、衛士一人、仕丁一人。  
右、件の祭は、夏は四月、冬は十二月の上卯に、幣物を裏む備へ前一日に使等時に依りて進祭し、  
その使の官人以下の當色の雜物は、並春日祭に同じくせよ。

延喜式の中宮職式による事  
凡そ四月の上卯、十二月は此大神祭に奉る幣帛は、五色の綿各一丈、木綿一斤、曆布二丈一尺、  
ムシ幣を養。その使は進一人、冬は史生一人。

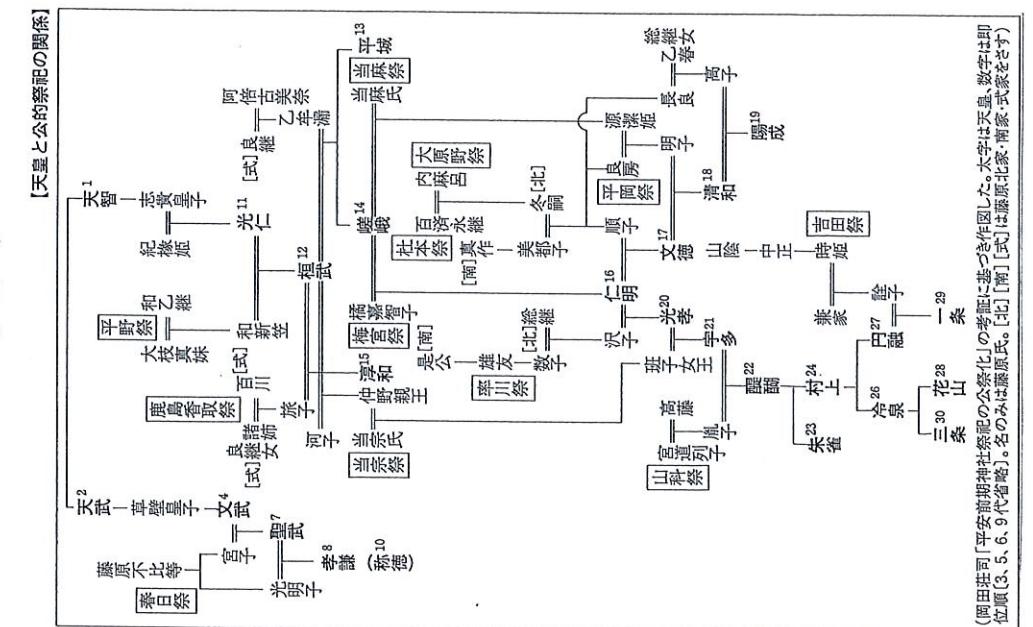
表東料  
綿三足、綿六屯、細布五端、當色一具、使已上は綿一足、綿二屯、曆布三端、當色一具、已上は史  
綿一端、幣持仕  
端、幣持仕

また、春宮坊式の大神祭の条には、

凡そ四月の上卯、十二月は此大神祭に奉る幣帛の五色の綿各八尺は、裏むに調の布ならびに應を用  
ひよ。遣拂の儀は、(已上は春日祭の儀に同じくせよ。)使は進一人、史生一人、幣帛持一人、辨官に申し送り嘗國に下知せよ。



千錦及出羽勾輪小國六



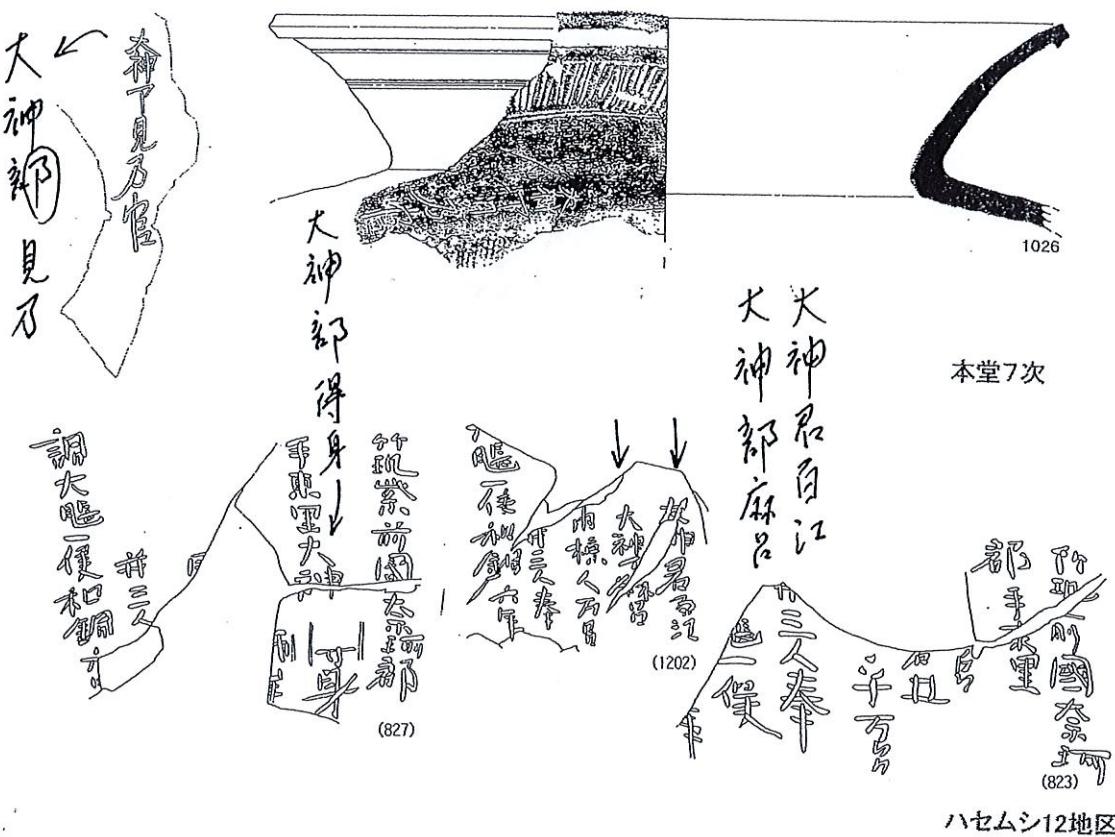


図2 牛頸窯跡群の刻字土器（石木2010より）

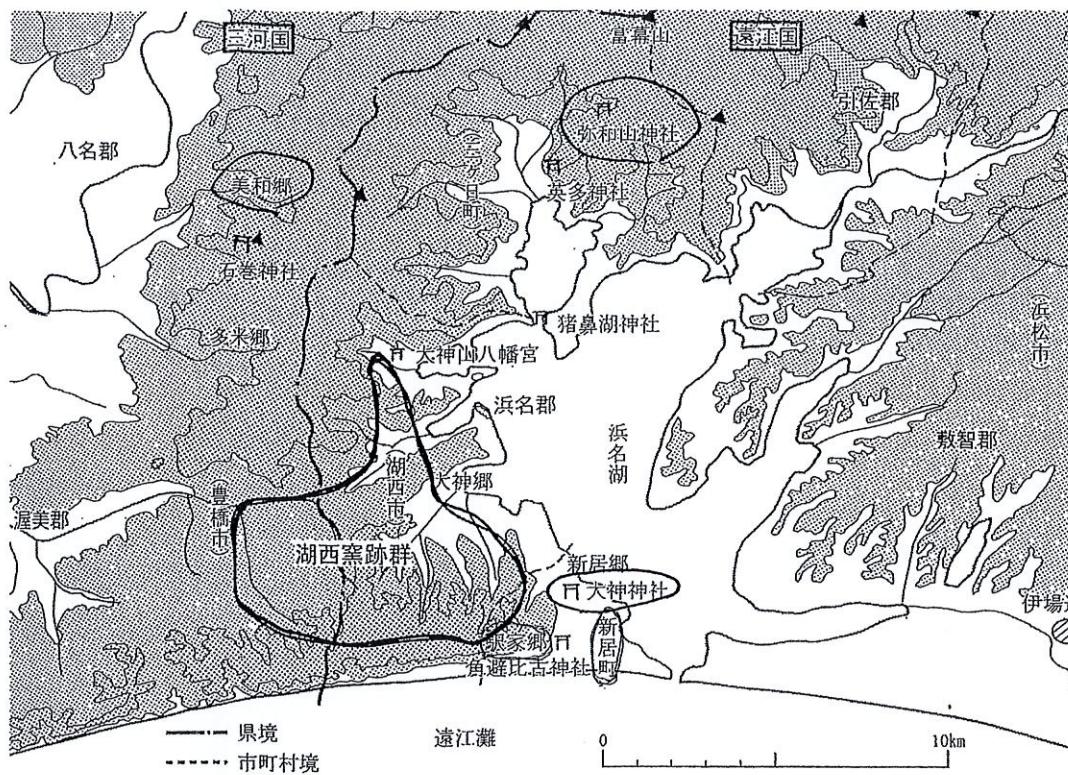
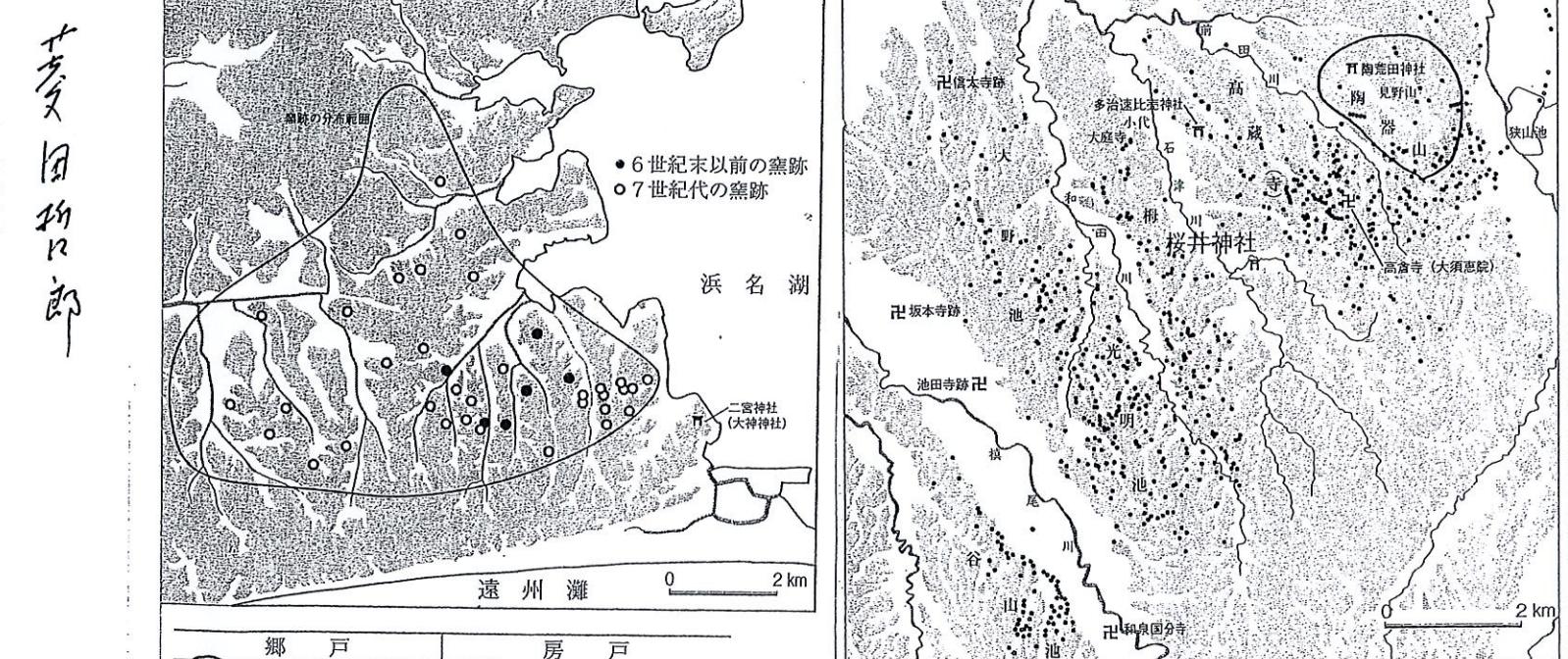


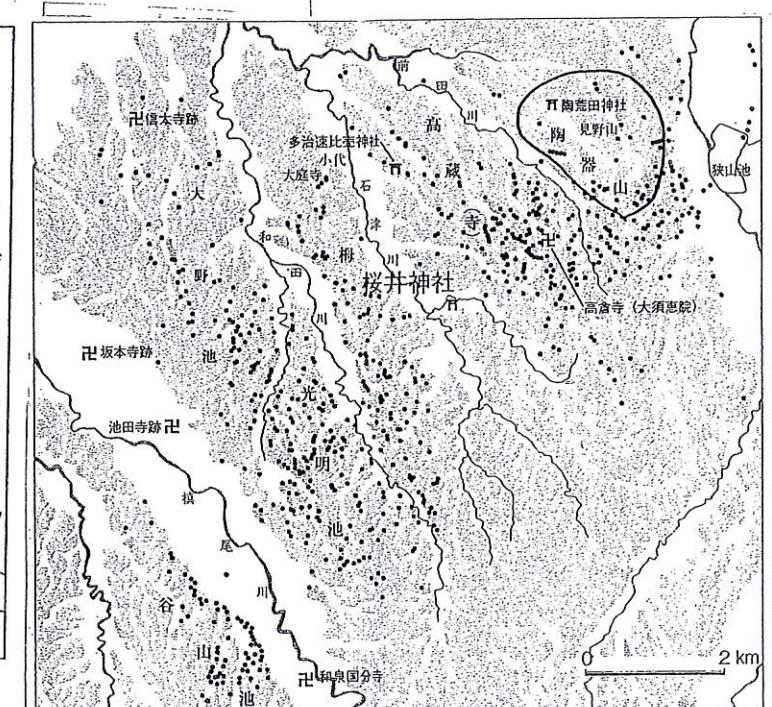
図1 湖西窯跡群とその周辺（後藤2006より、一部改変）



	郷戸	房戸
神直	3	1
神人	1	1
神人部	3	2
和珥神人	2	14
敢石部	18	5
語部	5	1
爪工部	2	1
三使部	1	2
宗宜部	4	1
麻績部	3	2
神麻績部	1	1
伊福部	1	1
計	44	31

図36 湖西窯跡群の分布（上）（後藤建一 1995より作成）

表9 『天平12年遠江国浜名郡輪租帳』新居郷の住民構成



	大野池	光明池	梅	高蔵	陶器山
5世紀	31	14	22	55	31
6世紀	2	21	38	38	38
7世紀	2	23	36	17	12
8世紀	2	41	22	39	15
9世紀	0	1	0	3	11

図37 陶邑窯跡群の分布と桜井神社（上）

表10 陶邑窯跡群の地区別基数（下）（宮崎泰史 1995）

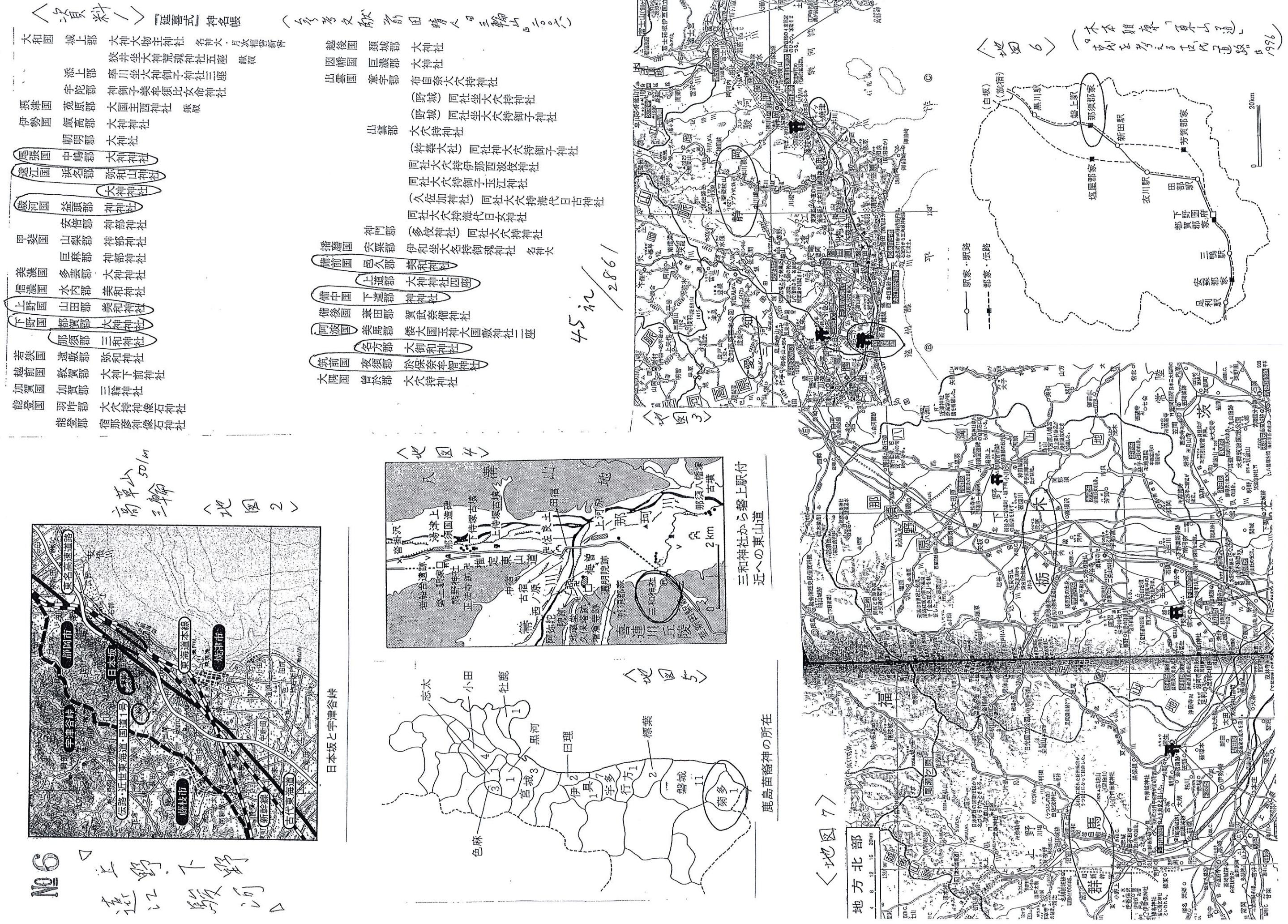
して須恵器生産を積極的に評価する必要がある。各地の須恵器生産地の中には、地名からミワ氏ミワ部との関係が推測できる例がいくつも存在する。たとえば美濃地域屈指の須恵器生産地である美濃須衛窯跡群では、式内社ではないが「美濃国神名帳」に記載がある三輪神社（岐阜市三輪）が窯場の近くに所在する。北陸最大の生産地である南加賀窯跡群では、式内社ではないものの加賀市大菅波町に三輪神社がある。兵庫県水上市の鴨庄窯跡群は丹波国水上郡美和郷に属すると考えられ、三田市三田末窯

大田根子の説話と直接関わる陶邑窯跡群とミワ氏との関係もまた早くから注意されてきた。この地域の氏族は、「新撰姓氏錄」の記載や大野寺土塔（堺市）出土の文字瓦などから抽出されており、豊富な人名が明らかになっている。陶邑に関係する氏族を検討した中村浩氏の研究以来、神直の存在が注目されており、また大

跡群もまた攝津国有馬郡大神郷に属するものと推測できる。このほか坂本和俊氏が列挙しているように、群馬県太田市の金井窯跡群と山田郡美和神社、岡山県邑久窯跡群と邑久郡美和神社のように、須恵器生産とミワ地名との相関を抽出することができる。ただし、これらの事例は湖西窯跡群や牛頸窯跡群でみられたようなら、あくまで可能性の議論にとどめておく必要がある。そして、ミワ氏ミワ部と関わりのない須恵器生産地が多く存在することもまた事実であり、須恵器の生産者としてミワ氏ミワ部がどのぐらいの割合を占めるかは未知数とせざるをえず、ミワ氏が関わる生産地と関わらない生産地の相違がどこにあるのかも、今後の検討課題である。

### 三 陶邑窯跡群とミワ氏

ミワ氏との関係もまた早くから注意してきた。この地域の氏族は、「新撰姓氏錄」の記載や大野寺土塔（堺市）出土の文字瓦などから抽出されており、豊富な人名が明らかになっている。陶邑に関係する氏族を検討した中村浩氏の研究以来、神直の存在が注目されており、また大



## ノルマの前回備考

### 大三輪神

筑前國の風土記に曰く、氣長足姫尊、新羅を伐たむと欲して、軍士を整理。行はし間に、道中に遭ひ亡せ。其の由を占へ求くに、即ち、崇る神あり、名を大三輪の神と曰く。所以に此の神の社を樹て、遂に新羅を平けたまひ。

筑前國風土記曰 氣長足姫尊 欲伐新羅 整理軍士 発行之間 道中遭亡  
占其由 即有崇神 名曰大三輪神 所以樹此神社 遂平新羅(釋日本紀卷十一)

日本書紀第九 神功皇后 摂政前紀(仲哀天皇九年九月)  
秋九月の庚午の朔己卯に、諸國に令して、船舶を集めて兵甲を添らる。時に軍卒集ひ難し。皇后の曰はく、「必ず神の心ならむ」とのたまひて、則ち大三輪社を立て、刀矛を奉りたまふ。軍卒自づからに聚る。是に、吾釜海人處摩呂といふをして、西海にて、國有りやと察しめたまふ。還りて曰さく、「國も見えず」じおうす。又磯鹿の海人、名は事を遺して祀しむ。日を數て還りて曰さく、「西北に山有り。帶雲にして、横に廻れ。蓋し國有らむか」とおうす。爰に吉日をトへて、臨發むとする日有り。時に皇后、觀ら斧鉄を執りて、三軍に令して曰はく、「金鼓節無く、旌旗錯ひ亂れむときには、士卒整はず。敗を食ひ多欲して、私を憚ひて内顧みれば、必に敵の爲に虜られなむ。其れ敵少くとも、な輕りそ。獸強くともな屈かず。則ち奸じ暴がむをばな聽し。自衣服はむをばな殺しそ。遂に戰に勝たば必ず實有らむ。背げ走らば自づから罪有らむ」とのたまふ。既にして神を詠ふること有りて曰はく、「和魂は王身に服ひて壽命を守らむ。荒魂は先鋒として師船を導かむ」とのたまふ。和魂、此をば呼吸多慶と言ふ。荒魂、出をば胸邊體多慶と言ふ。即ち神の教を得て、拜禮ひたまふ。因りて依絶吾彦男垂見を以て祭の神主とす。時に、適皇后の開胎に當れり。皇后、則ち石を取りて腰に挿みて、祈りたまひて曰しまはく、「事亮て遷らむ日に、茲土に産れたまへ」ともうしたまふ。其の石は、今伊都縣の道の邊に在り。既にして則ち荒魂を擄ぎたまひて、軍の先鋒として、和魂を詔きて、王船の鎮としたまふ。

## 保奈年智神社

史料 3 新抄格物竹抄 大同元

### 大宰神封

大神 六十二戸筑前國 住吉神 川六戸

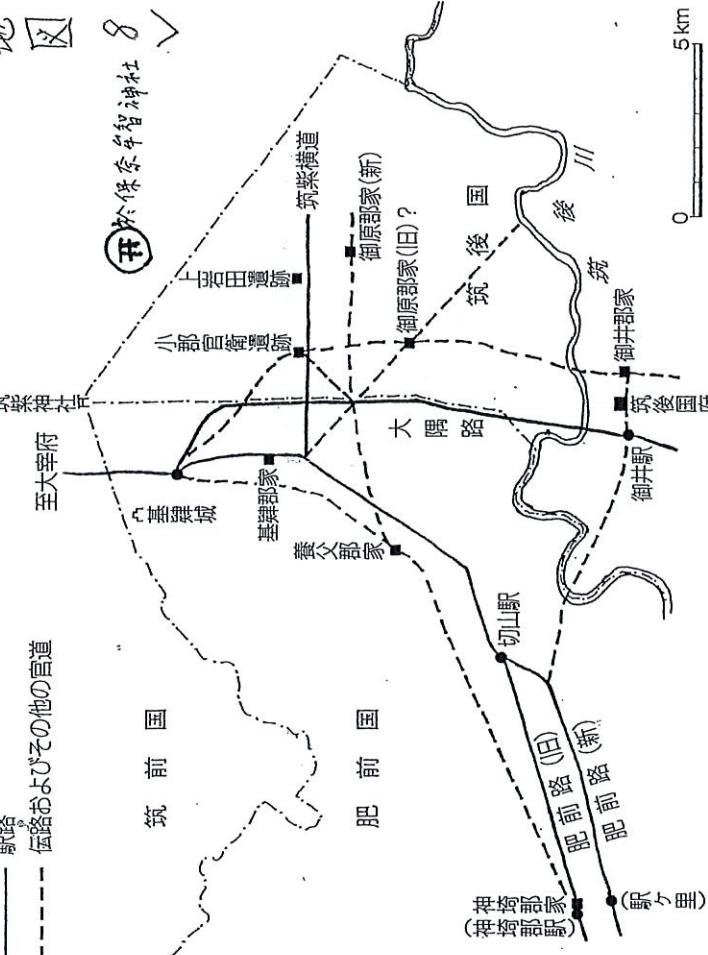
阿臺神 八戸 宗像神 七十四戸上四社

八幡神 一千六百六十戸可定三千四百卅戸

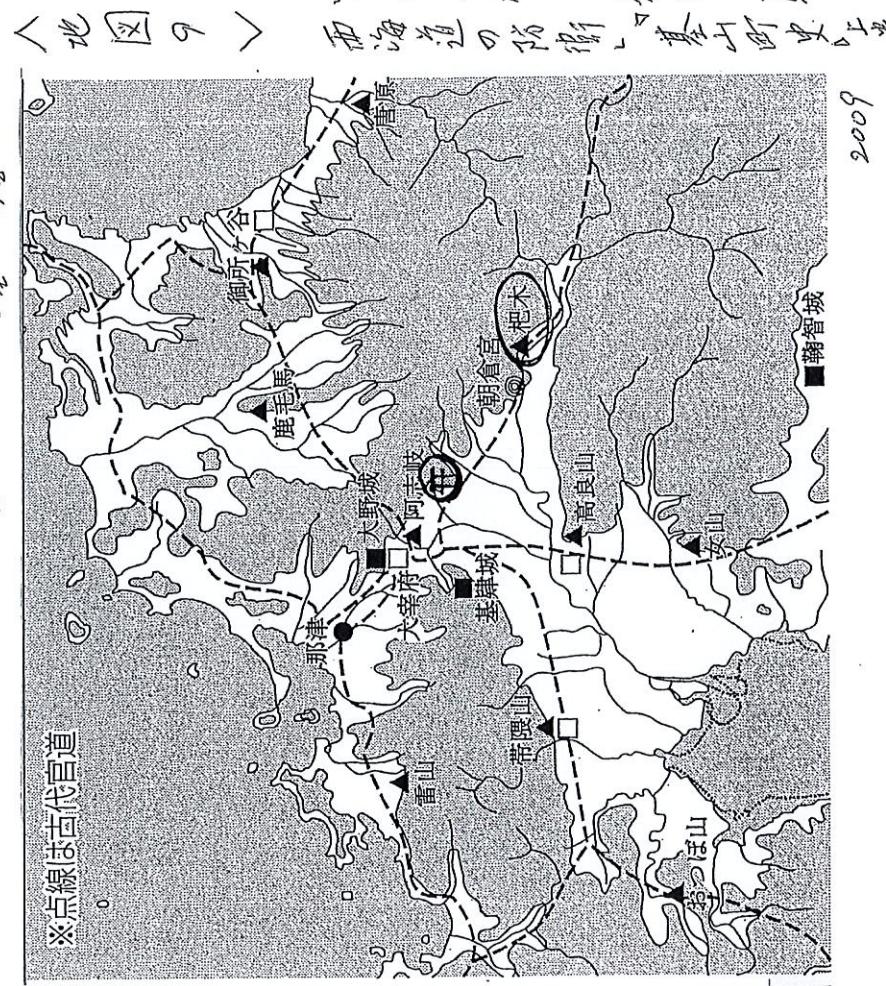
田百冊六町九段二百冊四步神田六町九段二百冊四步

位田百冊町九段二百冊四步

## 地図



## 地図



2009

## 古代山城と官道

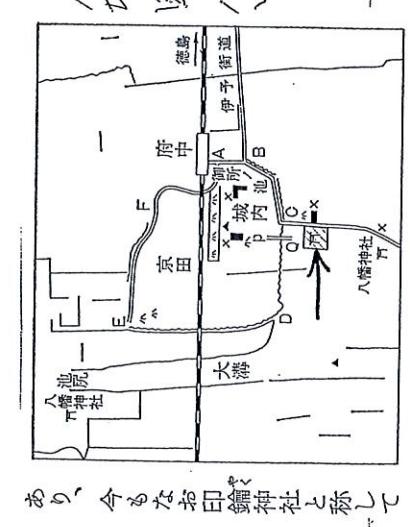
### 史料 4

栗鹿大明神元記 太多彦命付

有多彦(太多彦々)、磯城端櫛宮御宇初國所知御間城入彦五十瓊魂天皇御也、國々荒振人等令平服。以一大國主神術魂・荒(魂脱々)、召著於梓・樺・大刀・鏡、遣於西國。于時、初貢男女之鬱物。即但馬國朝来郡栗鹿村宿矣也。

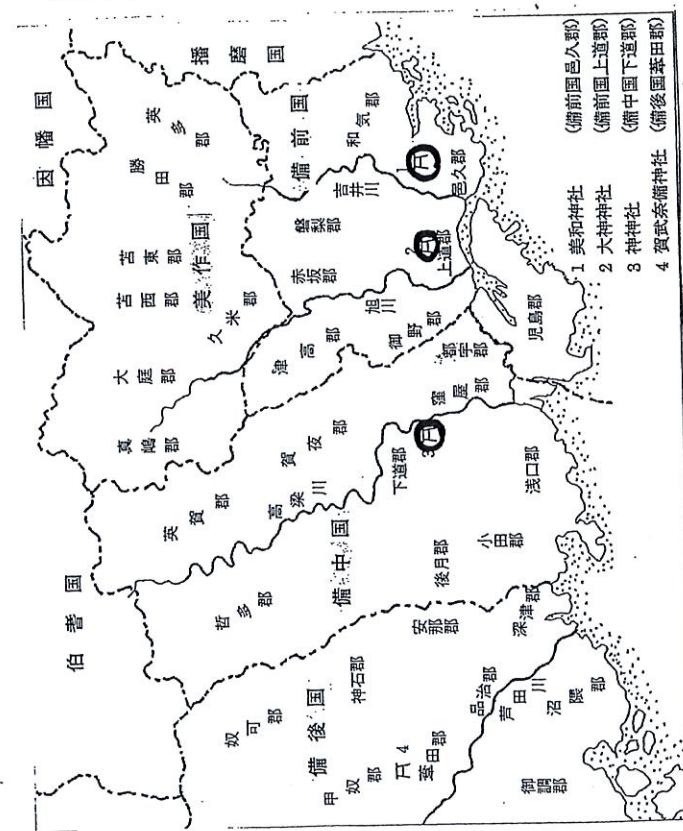
栗鹿大明神元記 奥書

右、根氏大明神天美佐利命者、神氏最初之天降人、皇治化之基也。此境山陰道、但馬州朝来郡栗鹿郷也。余時、山海混沌、煙雲闇霧。庶民漸事一人王、神靈未入皇廟。吾親皇帝、振國洲天下御坐。名曰栗鹿大明神也。花裏未頌之時、荆棘点端之處、天下俄陰、霖雨久洪水、饑饉疾癆、生者流亡。時焉、朝廷驚奇、便下勅宣天文陰(屬脱々)家、勅養古詔。大田彦(大國主命々)子天美佐利、依未受公榮、忽致此罹災也云々。仍下勅宣、忽建宝殿、十二箇所別社、神戸一烟、神田七十五町五段百八十步、則左神立(重々)氏、并祝部氏請下大和國大神明神氏人等也。



あり、今もなお印鑰神社と称して

阿波国府付近の地割と小字名



臣去る寛平五年、備中の介に任せらる。彼の國下道の郡に通脇の郷あり。爰に彼の國の風土記を見るに、皇極天皇の大、大唐の將軍蘇定方新羅の軍を奉て百濟を伐らき。百濟使を遣して救を乞ひ。天皇筑紫に行幸して救の兵を出させとしたまひき。時に天智天皇太子たり、政を攝ねたまひて、從ひ行こましき。路に下道の郡に宿りたまひ、一つの郷の戸邑の甚く盛りなるを見まして、天皇詔を下して、試に此の郷の軍士を徵したまふに、即ち勝れたる兵二萬人を得たまひき。天皇大く悦びして、此の邑を名づけて一萬郷と曰ひ。其後に改めて通脇と曰ふ。其の後天皇筑紫の行宮に崩りたまひて、終に此の軍を遣らさりき。

臣去寛平五年任備中介、彼國下道郡有通脇郷、爰見彼國風土記、  
皇極天皇六年、大唐將軍蘇定方奉新羅軍一万余濟、百濟遣使乞救、天皇  
行幸筑紫、將出救兵、時天智天皇爲皇太子、攝政從行、路宿下道  
郡、見一郷戸邑甚盛、天皇詔試徵此郷軍士、即得勝兵二萬人、天  
皇大悦、名此邑曰一萬郷、其後天皇崩於筑紫行宮、終不  
遷此軍。

（本朝文解ニ三晉濟行營見事）  
(令和元年頃用2006年版)

〈地図11〉

今  
古  
文  
件  
5

備中國風土記通脇



〈地図12〉

今  
古  
文  
件  
5

備中國風土記通脇

（地図13）神神社と美和郷  
(令和元年頃用2006年版)

国土地理院発行2500万分の1地形図、総社東部・総社西部・箭田・倉敷

■ 国府の城邑地  
□ 国分寺、國分尼寺  
● 郡役、貢家、國分寺、國分尼寺以外の古代社寺  
▲ 古代山城、市  
★ 新世山城跡  
— 古代山城跡  
— 条里地割りが残る地区

山出  
山出の國の造の神賀詞

927年  
延喜  
吉言  
大國  
833年  
7/6年

八十日はあれども、今日の生日の足日は、出雲の國の國の邊姓名、恐み恵み申しだれはく、「掛けまくわ  
恐き明つ御神と、大八島國知らしめす天皇命の大御世を、手長の大御世と齋やとして、出雲の國の青垣山の内に、  
下つ石ねに宮柱太知り立て、高天の原に千木高知ります、伊勢那倭龍日真名子・加夫呂佐熊野の大神、櫛御氣野  
命、國作坐志大穴持命、一柱の神を始めて、百八十六社に坐す靈神等を、某甲が弱肩に太擧取り掛けて、伊  
都磐の經船び、天乃業賀禪冠りて、伊豆能真屋に龜草を伊豆能席と刈り敷きて、いつく黒益し、天の國ねに斎み  
籠りて、しつ音に忌ひ静め仕ぐまつりて、朝日の豊榮登りに、斎ひの返事の神賀の吉詞、奏したまはくと奏  
す。「高天の神王高御魂命の、皇御孫の命に天の下大八島國を遷遊さしまつりし時に、出雲の臣等が遣つ神、  
天穂比命を、國体見に遣はしし時に、天の八重雲をねし別けて、天御り國御りて、天の下を見廻りて返事申し  
たまはく、『豊葦原の水穂の國は、風は五月蠅なす水拂き、夜は火分十四なす光く神あり、石ね・木立・青水  
沫も事間ひて荒ぶる國なり。しかれども鎮め平け、皇御孫の命に安國ひ平らけく知ろしめをしめ』と申し  
て、己命の兒、天夷鳥命に布都悠志命を副て、天降し遷はして、荒ぶる神等を撥ひ平け、國作らし  
大神をも媚び鎮めて、大八島國の現つ事・願じ事・事遊さしめを。

すなばち大穴持命の申したまはく、『皇御孫の命の靜まりせむ大倭の國』と申して、己命の和魂を八咫  
の鏡に取り託けて、倭の大物主櫛國玉命と名を称て、大御和の神奈備に坐せ、己命の御子阿彌須伎高孫根乃  
命の御魂を、萬木の鷦の神奈備に坐せ、事代主命の御魂を宇奈提に坐せ、賀夜奈流美命の御魂を飛鳥の神奈備  
に坐せて、皇孫命の近守り神と貢り置きて、八百円社葉の宮に靜まりましむ。  
ここに御神魯伎・神魯美の命の宣りたまはく、『汝、天穂比命は、天皇命の手長の大御世を、堅壁に營墻に斎  
ひまつり、茂しの御世に幸はくがれ』と仰せたまひし次のまにもに、供奉仕くまつりて、朝日の豊榮登りに、  
神のれじる・臣のれじる・御禪の神宝瓶らく」と奏す。  
「白玉の大御白駿まし、赤玉の御赤らびまし、青玉の水の江の玉の行相に、明つ御神と大八島國知らしめす、天  
皇命の手長の大御世を、御横刀広らにうち堅め、白御馬の前足の爪・後足の爪、踏み立つる事は、大宮の内外  
の御門の柱を、上つ石ねに踏み堅め、下つ石ねに踏み潔らし、振り立つる耳のいや面に、天の下を知らしめわむ  
事の志のため、白鷦の生御調の玩物と、倭文の大御心もたしに、彼方の古川岸、此方の古川岸に生ひ立つ若  
水沼間のいや若そに御若えまし、すすめ振るをどみの水の、いやをちに御されまし、せそひの大御鏡の面をお  
しづるかして見そなはす事の如く、明つ御神の大八島國を、天地日月と共に、安らげく平らけく知らしめさむ事  
の志のためと、御禪の神宝を擎り持て、神のれじる・臣のれじる・恵み恵みも、天つ次の神賀の吉詞白した  
まはくと奏す。

山出の國の祖。オウの少佐  
= 体化也國

| 西暦          |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1375年8月23日  | 1376年5月15日  | 1376年6月5日   | 1377年1月11日  | 1377年1月18日  | 1377年2月11日  | 1377年2月18日  | 1377年3月17日  | 1377年3月24日  | 1377年4月14日  | 1377年4月20日  | 1377年4月26日  | 1377年5月16日  | 1377年5月23日  |
| 1377年5月30日  | 1377年6月6日   | 1377年6月13日  | 1377年6月20日  | 1377年6月27日  | 1377年7月4日   | 1377年7月11日  | 1377年7月18日  | 1377年7月25日  | 1377年8月1日   | 1377年8月8日   | 1377年8月15日  | 1377年8月22日  | 1377年8月29日  |
| 1377年9月5日   | 1377年9月12日  | 1377年9月19日  | 1377年9月26日  | 1377年10月3日  | 1377年10月10日 | 1377年10月17日 | 1377年10月24日 | 1377年10月31日 | 1377年11月7日  | 1377年11月14日 | 1377年11月21日 | 1377年11月28日 | 1377年12月5日  |
| 1377年12月12日 | 1377年12月19日 | 1377年12月26日 | 1377年12月31日 | 1378年1月7日   | 1378年1月14日  | 1378年1月21日  | 1378年1月28日  | 1378年2月4日   | 1378年2月11日  | 1378年2月18日  | 1378年2月25日  | 1378年3月1日   | 1378年3月8日   |
| 1378年3月15日  | 1378年3月22日  | 1378年3月29日  | 1378年4月5日   | 1378年4月12日  | 1378年4月19日  | 1378年4月26日  | 1378年5月3日   | 1378年5月10日  | 1378年5月17日  | 1378年5月24日  | 1378年5月31日  | 1378年6月7日   | 1378年6月14日  |
| 1378年6月21日  | 1378年6月28日  | 1378年7月5日   | 1378年7月12日  | 1378年7月19日  | 1378年7月26日  | 1378年8月2日   | 1378年8月9日   | 1378年8月16日  | 1378年8月23日  | 1378年8月30日  | 1378年9月6日   | 1378年9月13日  | 1378年9月20日  |
| 1378年9月27日  | 1378年10月4日  | 1378年10月11日 | 1378年10月18日 | 1378年10月25日 | 1378年11月1日  | 1378年11月8日  | 1378年11月15日 | 1378年11月22日 | 1378年11月29日 | 1378年12月6日  | 1378年12月13日 | 1378年12月20日 | 1378年12月27日 |
| 1378年1月3日   | 1378年1月10日  | 1378年1月17日  | 1378年1月24日  | 1378年1月31日  | 1378年2月7日   | 1378年2月14日  | 1378年2月21日  | 1378年2月28日  | 1378年3月6日   | 1378年3月13日  | 1378年3月20日  | 1378年3月27日  | 1378年4月3日   |
| 1378年4月10日  | 1378年4月17日  | 1378年4月24日  | 1378年4月31日  | 1378年5月7日   | 1378年5月14日  | 1378年5月21日  | 1378年5月28日  | 1378年6月4日   | 1378年6月11日  | 1378年6月18日  | 1378年6月25日  | 1378年7月2日   | 1378年7月9日   |
| 1378年7月16日  | 1378年7月23日  | 1378年7月30日  | 1378年8月6日   | 1378年8月13日  | 1378年8月20日  | 1378年8月27日  | 1378年9月3日   | 1378年9月10日  | 1378年9月17日  | 1378年9月24日  | 1378年9月31日  | 1378年10月8日  | 1378年10月15日 |
| 1378年10月22日 | 1378年10月29日 | 1378年11月5日  | 1378年11月12日 | 1378年11月19日 | 1378年11月26日 | 1378年12月3日  | 1378年12月10日 | 1378年12月17日 | 1378年12月24日 | 1378年12月31日 | 1379年1月7日   | 1379年1月14日  | 1379年1月21日  |
| 1379年1月28日  | 1379年2月4日   | 1379年2月11日  | 1379年2月18日  | 1379年2月25日  | 1379年3月1日   | 1379年3月8日   | 1379年3月15日  | 1379年3月22日  | 1379年3月29日  | 1379年4月5日   | 1379年4月12日  | 1379年4月19日  | 1379年4月26日  |
| 1379年5月3日   | 1379年5月10日  | 1379年5月17日  | 1379年5月24日  | 1379年5月31日  | 1379年6月7日   | 1379年6月14日  | 1379年6月21日  | 1379年6月28日  | 1379年7月5日   | 1379年7月12日  | 1379年7月19日  | 1379年7月26日  | 1379年8月2日   |
| 1379年8月9日   | 1379年8月16日  | 1379年8月23日  | 1379年8月30日  | 1379年9月6日   | 1379年9月13日  | 1379年9月20日  | 1379年9月27日  | 1379年10月4日  | 1379年10月11日 | 1379年10月18日 | 1379年10月25日 | 1379年11月1日  | 1379年11月8日  |
| 1379年11月15日 | 1379年11月22日 | 1379年11月29日 | 1379年12月6日  | 1379年12月13日 | 1379年12月20日 | 1379年12月27日 | 1379年1月3日   | 1379年1月10日  | 1379年1月17日  | 1379年1月24日  | 1379年1月31日  | 1379年2月7日   | 1379年2月14日  |
| 1379年2月21日  | 1379年2月28日  | 1379年3月4日   | 1379年3月11日  | 1379年3月18日  | 1379年3月25日  | 1379年4月1日   | 1379年4月8日   | 1379年4月15日  | 1379年4月22日  | 1379年4月29日  | 1379年5月6日   | 1379年5月13日  | 1379年5月20日  |
| 1379年5月27日  | 1379年6月3日   | 1379年6月10日  | 1379年6月17日  | 1379年6月24日  | 1379年6月31日  | 1379年7月7日   | 1379年7月14日  | 1379年7月21日  | 1379年7月28日  | 1379年8月4日   | 1379年8月11日  | 1379年8月18日  | 1379年8月25日  |
| 1379年8月32日  | 1379年9月8日   | 1379年9月15日  | 1379年9月22日  | 1379年9月29日  | 1379年10月6日  | 1379年10月13日 | 1379年10月20日 | 1379年10月27日 | 1379年11月3日  | 1379年11月10日 | 1379年11月17日 | 1379年11月24日 | 1379年11月31日 |
| 1379年12月8日  | 1379年12月15日 | 1379年12月22日 | 1379年12月29日 | 1379年1月5日   | 1379年1月12日  | 1379年1月19日  | 1379年1月26日  | 1379年1月33日  | 1379年2月9日   | 1379年2月16日  | 1379年2月23日  | 1379年2月30日  | 1379年3月6日   |
| 1379年3月13日  | 1379年3月20日  | 1379年3月27日  | 1379年4月3日   | 1379年4月10日  | 1379年4月17日  | 1379年4月24日  | 1379年5月1日   | 1379年5月8日   | 1379年5月15日  | 1379年5月22日  | 1379年5月29日  | 1379年6月5日   | 1379年6月12日  |
| 1379年6月19日  | 1379年6月26日  | 1379年7月3日   | 1379年7月10日  | 1379年7月17日  | 1379年7月24日  | 1379年7月31日  | 1379年8月7日   | 1379年8月14日  | 1379年8月21日  | 1379年8月28日  | 1379年9月4日   | 1379年9月11日  | 1379年9月18日  |
| 1379年9月25日  | 1379年10月2日  | 1379年10月9日  | 1379年10月16日 | 1379年10月23日 | 1379年10月30日 | 1379年11月6日  | 1379年11月13日 | 1379年11月20日 | 1379年11月27日 | 1379年12月4日  | 1379年12月11日 | 1379年12月18日 | 1379年12月25日 |
| 1379年12月32日 | 1379年1月8日   | 1379年1月15日  | 1379年1月22日  | 1379年1月29日  | 1379年2月5日   | 1379年2月12日  | 1379年2月19日  | 1379年2月26日  | 1379年3月2日   | 1379年3月9日   | 1379年3月16日  | 1379年3月23日  | 1379年3月30日  |
| 1379年4月6日   | 1379年4月13日  | 1379年4月20日  | 1379年4月27日  | 1379年5月4日   | 1379年5月11日  | 1379年5月18日  | 1379年5月25日  | 1379年5月32日  | 1379年6月8日   | 1379年6月15日  | 1379年6月22日  | 1379年6月29日  | 1379年7月6日   |
| 1379年7月13日  | 1379年7月20日  | 1379年7月27日  | 1379年8月3日   | 1379年8月10日  | 1379年8月17日  | 1379年8月24日  | 1379年8月31日  | 1379年9月7日   | 1379年9月14日  | 1379年9月21日  | 1379年9月28日  | 1379年10月5日  | 1379年10月12日 |
| 1379年10月19日 | 1379年10月26日 | 1379年10月33日 | 1379年11月9日  | 1379年11月16日 | 1379年11月23日 | 1379年11月30日 | 1379年12月7日  | 1379年12月14日 | 1379年12月21日 | 1379年12月28日 | 1379年1月4日   | 1379年1月11日  | 1379年1月18日  |
| 1379年1月25日  | 1379年1月32日  | 1379年2月8日   | 1379年2月15日  | 1379年2月22日  | 1379年2月29日  | 1379年3月5日   | 1379年3月12日  | 1379年3月19日  | 1379年3月26日  | 1379年4月2日   | 1379年4月9日   | 1379年4月16日  | 1379年4月23日  |
| 1379年4月30日  | 1379年5月7日   | 1379年5月14日  | 1379年5月21日  | 1           |             |             |             |             |             |             |             |             |             |

この時、額田大中彦皇子は倭の  
屯田と屯倉とを管掌しようとして、  
その屯田司である出雲臣の祖源宇宿  
山守に語つて、「この屯田はもともと  
山守の領地である。それゆえ、今か

ら利か治せ。」  
よう。お前がつかさどつてはならぬ  
い」と言つた。そこで淤宇宿禰は、  
皇太子に謹んでご報告申しあげた。  
おお

まことに大鷦鷯尊は語つて、「お前はすぐに大鷦鷯尊に申しあげよ」と仰せられた。  
それで淤宇宿禰は、大鷦鷯尊に謹んで、「私が委任された屯田を、<sup>みた</sup>おわなかつ  
で、<sup>おおなかつ</sup>大中

彦皇子が妨げて治めさせません」と  
申しあげた。大鷦鷯尊は倭直の祖  
麻呂にお尋ねになつて、「倭の屯田  
を、もともと山守の領地だ」とへう。

それはどうしてなのか」と仰せられた。答えて、「私は知りません。ただ私の弟の吾子籠だけが知つてお

ります」と申しあげた。たまたまこの時、吾子籠は韓国に派遣されて、まだ帰還していなかつた。そこで、大鷦鷯尊は淤宇に語つて、「お前が

自分で韓国に行つて、吾子籠を召喚せよ。昼夜兼行で急いで行け」と仰せられ、さうそく淡路の海人八十人を指名して、水夫をさせた。こうし

て游宇は韓國に行つて、ただちに吾子籠を連れて帰還した。そこで倭の屯田のことをお尋ねになつた。答えおとづれ

て、「伝え聞きますには、纏向玉城  
みやこあめのしたおさきたまきゆうじゆく  
宮御宇天皇（垂仁天皇）

勅旨によつて、『およそ僕の屯田は、常に天下を治める天皇の屯田である天皇の御子といえども、天下を治める者でなければ、吾等十人には』

る者でなければ、管掌することはできぬ」と仰せられたということです。それを山守の領地だというのは間違っています」と申しあげた。

それで大鷦鷯尊は、吾子籠を額田大中彦皇子の許に遣わして、このいきさつを知らせられた。大中彦皇子は、もうどうすることもできなかつ

た。そして大鷦鷯尊は大中彦皇子の  
悪業を<sup>ハ</sup> 知りながらも、赦して罰せられなか

つた。

川マタケ

卷之三

小  
寺  
中  
上  
ガ  
ノ  
ト

五反田  
上

A small map showing a railway line with several tracks. A station building is located on one of the tracks, with a dashed line extending from it towards the bottom left, indicating its name.

